

## 議案第 1 1 号

向日市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部改正について

向日市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項  
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 2 月 2 4 日提出

向日市長 久 嶋 務

## 条例第 号

向日市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

向日市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定  
める条例（平成24年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第115条の12第2項第1号」を「、第11  
5条の12第2項第1号並びに第115条の22第2項第1号」に  
改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防支援事業の申請者の資格）

第4条 法第115条の22第2項第1号の規定により条例で定め  
る者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

